

議案第71号

葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

使用料の額及び使用区分を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

葛飾区勤労福祉会館条例（昭和54年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「施設」を「施設等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第17条第1項中「第14条第3項ただし書」を「第14条第2項ただし書」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

使用区分	午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
施設等	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
小会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
和室	500円	250円	250円	500円	900円	1,600円
集会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
多目的室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
卓球室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
練習室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円

付帯設備	1 件当たり 6,000円 の範囲内 において 規則で定 める額	1 件当たり 3,000円 の範囲内 において 規則で定 める額	1 件当たり 3,000円 の範囲内 において 規則で定 める額	1 件当たり 6,000円 の範囲内 において 規則で定 める額	1 件当たり 6,000円 の範囲内 において 規則で定 める額	1 件当たり 18,000 円の範囲 内におい て規則で 定める額
------	---	---	---	---	---	--

備考

1 使用者が使用区分の時間を超えて施設等を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用区分に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

① 午前 当該施設等につき午前の欄に定める使用料の2割相当額

② 午後（1） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

③ 午後（2） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

④ 午後（全） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額

⑤ 夜間 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

⑥ 全日 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

2 この表の規定にかかわらず、卓球室を個人で使用する場合の使用料は、1人1回1時間につき40円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用する。

（準備行為）

3 改正後の第5条第1項の規定による使用の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。